

農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要領

第1 プロジェクト計画

- 1 農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱（平成22年3月18日付け生技第1386号。以下「要綱」という。）第3の1のプロジェクト計画は、別記様式第1号により策定するものとする。
- 2 要綱第3の3のプロジェクト計画の提出は、産出額の増大の目標及び事業の内容並びに国又は県が実施する他の事業の利用可能性を充分精査の上、意見書を作成し、別記様式第2号により提出するものとする。
- 3 要綱第3の5の通知は、別記様式第3号により行うものとする。
- 4 要綱第3の6の別に定める場合は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) プロジェクト計画の目標達成のために計画の変更が必要である場合。
 - (2) 社会情勢の変化に伴い、計画の変更が必要である場合。

第2 事業の承認及び着工

- 1 要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式第4号により定めるものとする。この場合において、当該事業実施計画に係るプロジェクト計画に関し、前年度以前に承認を受けた事業実施計画があるときは、当該承認を受けた事業実施計画に基づき実施した事業の概要を添付資料として添付するものとする。
- 2 要綱第5の3の写しの送付は、別記様式第5号により行うものとする。
- 3 要綱第5の4の通知は、別記様式第6号により行うものとする。
- 4 要綱第5の5の提出は、別記様式第7号により行うものとする。
- 5 要綱第5の6の基準は、次に掲げるものとする。
 - (1) 事業実施計画に基づく事業が、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業（以下「本事業」という。）以外の国又は県が実施する事業では実施することができないこと。
 - (2) 事業実施計画に基づく事業の事業費が200万円以上であること。
 - (3) 事業実施計画に基づく事業の事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な実効価格により算定され、事業の実施により設置する施設等の規模及び構造は、事業の目的に合致するものであること。
 - (4) 事業実施計画に基づき導入される施設等が、当該事業実施計画を定めた者又は構成員が既に有する施設等の代替として導入されるものでないこと。
 - (5) 事業実施計画に基づき導入される施設等は、耐用年数が概ね5年以上であること。
 - (6) 事業実施計画に基づく機械の導入については、その適正な導入、効率的な利用の確保等を図るため「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」（昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知）の定めるところによるものであること。
 - (7) 事業実施計画に基づき農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の2第2項第3号に定める特定高性能農業機械を整備する場合には、山形県特定高性能農業機械導入計画（平成21年度～平成25年度）に定める利用規模の下限を満たすものであること。
 - (8) 要綱第7の8により改善計画書の提出が求められた実施主体にあっては、

事業の実施状況が改善し、プロジェクト計画に定められた年次目標の達成が見込まれること。

- 6 要綱第5の7の通知は、別記様式第8号により行うものとする。
- 7 要綱第5の8の通知は、別記様式第9号により行うものとする。
- 8 要綱第5の9に規定する重要な変更は、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 事業の中止若しくは廃止又は新たな事業の実施
 - (2) 実施主体の変更
 - (3) 事業費の20%を超える増減
 - (4) 事業を実施する地の変更
 - (5) リース条件の変更
- 9 事業の実施については、本事業に係る山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月県規則第59号)第6条の交付の決定(以下「交付決定」という。)に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着工する場合にあっては、実施主体は、あらかじめ当該事業を実施する地の所在する市町村の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を市町村の長に提出し、市町村の長は別記様式第10号により知事に提出するものとする。
- 10 9のただし書により交付決定前に事業に着工する場合にあっては、実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するものとする。この場合において、実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 11 市町村は、9のただし書による交付決定前の着工については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限度にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第3 事業の報告及び評価

- 1 要綱第7の1の報告書は、別記様式第11号により作成し、毎年度、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は実施年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、要綱第7の2に規定する市町村の長に提出するものとする。
- 2 要綱第7の3の写しの送付は、別記様式第12号により行うものとする。
- 3 要綱第7の4の提出は、別記様式第13号により、実施年度の翌年度の5月10日までにを行うものとする。
- 4 要綱第7の5の提出は、別記様式第14号により実施年度の翌年度の5月31日までにを行うものとする。
- 5 要綱第7の8の通知は、別記様式第15号により行うものとする。

附 則

この要領は、平成22年3月18日から施行する。

《 プロジェクト名 》

市町村		対象地域		分野	
実施主体名		代表者氏名		住所又は主たる事務所の 所在地・連絡先	
実施主体構成					

プロジェクト 目標（5年後）	産出額（増加額）					
	独自の目標項目					
各年次目標	現 状	1年目（H ）	2年目（H ）	3年目（H ）	4年目（H ）	最終年（H ）
	産出額					
	独自の 目標項目					
プロジェクト 概要 （プロジェクト 計画は別添のと おり） ※別途詳細内容を 添付すること	◎実施方針					
	○産出額の増大					
	○雇用の創出					
	○創意工夫					
	○実現性					
	○地域への波及効果					
	○その他					

事業 計画		実施年度（平成 年度）	実施年度（平成 年度）
	事業内容		
	事業費（内訳）		
備 考			

（注）1. 「分野」には、土地利用型作物、園芸、畜産、水産、林業のほか、農林水産物の加工や農林水産業関連サービス、直接販売などに区分する。

ただし、農林水産物の加工、農林水産業関連サービス及び直接販売の場合は、更に土地利用型作物、園芸、畜産、水産、林業のいずれに区分されるのかをかつこ書で記載する。

プロジェクト概要

[プロジェクト名]

◎プロジェクトの実施方針 【実施主体名： 】

1. 生産・経営の現状と課題

(1) 生産・経営の現状

(2) 生産・経営の課題

2. 生産・経営の目標と期待する効果

(1) 生産・経営の目標

(2) 期待する効果

3. 具体的な取組と役割分担

取り組む項目	実施年度	利用する事業名	連携・協力機関	特記事項

4. 支援事業の内容

事業内容	実施年度	事業費（千円）	負担区分（千円）			備考（負担割合等）
			県	市町村	自己負担	

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

市町村長



平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業プロジェクト計画に
ついて

標記について、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱第3の3の規定により、意見書を添えて提出します。

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山形県知事



平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業プロジェクト計画について

平成 年 月 日付け第 号にて提出のあった標記について、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱第3の5の規定により、下記のとおり通知します。

記

(プロジェクト計画) (実施主体名) (採否)

番 号
年 月 日

(実施主体の長) 殿

山形県知事



平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業プロジェクト計画について

今般、申請のあった標記について、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱第3の5の規定により、下記のとおり通知します。

記

(プロジェクト計画) (採否)

農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施計画書

市 町 村 名	
プロジェクト名	
実施主体名	
分 野	

1 事業の実施計画

事業の内容 施行箇所設置場所 工種、施設区分 構造、規格、能力 等	事業量	単価	事業費	負担区分			工 期		備 考
				県補助金	市町村費	その他	着工(予定) 年月日	竣工(予定) 年月日	
		円	円	円	円	円			
合 計									

(注) 1. 「分野」には、土地利用型作物、園芸、畜産、水産、林業のほか、農林水産物の加工や農林水産業関連サービス、直接販売などに区分する。
 ただし、農林水産物の加工、農林水産業関連サービス及び直接販売の場合は、更に土地利用型作物、園芸、畜産、水産、林業のいずれに区分されるのかをかつこ書きで記載する。
 2. 「備考」欄には、農業改良資金、農業近代化資金又は日本政策金融公庫資金の借入を計画している場合の「資金名」及び「借入金額」を記入すること。

2 添付書類

- (1) 位置図 (市町村における実施地区の位置を示した5万分の1の地図及び実施地区における実施(受益)場所を示す字限図等の図面)
- (2) 実施設計書・設計図(見積書・カタログ・工程表等)
- (3) 事業実施主体の組織及び運営に関する規約(団体の場合)
- (4) 設立総会及び今回の事業に関する総会の議事録の写し(団体の場合)
- (5) 共同利用機械・施設の管理運営に関する規程(事業内容に該当する場合)
- (6) 機械・施設の能力、台数、規模等の決定根拠及び利用計画(事業内容に該当する場合)
- (7) 事業実施主体及び構成員の既存機械調書(事業内容に該当する場合)
- (8) 収支計画・資金計画
- (9) 販売・流通計画
- (10) その他事業実施に必要な書類

市町村長 殿

市町村長



平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業事業実施計画
(写し)の送付について

標記について、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱第5の3の
規定により下記のプロジェクト計画に係る事業実施計画の写しを送付します。

記

(プロジェクト計画名) (実施主体名)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

市町村長



平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業事業実施計画について
(通知)

平成 年 月 日付け第 号で送付された下記のプロジェクト計画に係る
実施計画については、妥当であると認められるため、農林水産業創意工夫プロジ
ェクト支援事業実施要綱第5の4の規定により通知します。

記

(プロジェクト計画名) (実施主体名)

山形県知事

殿

市町村長



平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業事業実施計画の
承認について

標記について、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱第5の5の
規定により、関係書類を添えて申請します。

(注) 関係書類として、別記様式第4号の農林水産業創意工夫プロジェクト支援事
業実施計画書及び別記様式第6号の関係市町村長の通知を添付すること。

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山形県知事



平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業事業実施計画の
承認について

平成 年 月 日付け第 号で申請のありました標記について、承認します
ので、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱第5の7の規定により
通知します。

番 号
年 月 日

市町村長 殿

市町村長



平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業事業実施計画の承認について

標記について、下記のプロジェクト計画に係る事業実施計画が別添写しのとおり承認されましたので、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱第 5 の 8 の規定により通知します。

(注) 別記様式第 8 号の山形県知事からの承認通知書の写しを添付すること。

番 号
年 月 日

(実施主体の長) 殿

市町村長



平成 年 月 日 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業事業実施計画の承認について

平成 年 月 日付け申請のありました標記については、別添写しのとおり承認されましたので、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱第5の8の規定により、通知します。

(注) 別記様式第8号の山形県知事からの承認通知書の写しを添付すること。

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

市町村長



平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業の補助金交付決定前着工届

平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業の実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着工したいのでお届けします。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

地区名	実施主体名	事業の内容	事業量	事業費	年 月 日 着 工 予 定	年 月 日 竣 工 予 定	理 由

「現場の創意工夫プロジェクト」実施評価報告書

《プロジェクト名》

市町村		対象地域		分野	
実施主体名		代表者氏名		主たる事務所の 住所・連絡先	
実施主体構成					

プロジェクト 目標（5年後）	産出額（増加額）					
	独自の目標項目					
各年次目標成果	現 状	1 年目（H ）	2 年目（H ）	3 年目（H ）	4 年目（H ）	最終年（H ）
※目標値 （）書き	産出額	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
	独自の 目標項目	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
プロジェクト 計画に基づいた 実施状況 ※別途詳細内容を 添付すること。	◎実施方針					
	○産出額の増大					
	○雇用の創出					
	○創意工夫					
	○実現性					
	○地域への波及効果					
	○その他					

支 援 事 業		実施年度（平成 年度）	実施年度（平成 年度）
	事業内容		
	事業費（内訳）		
	県補助金額		
備 考			

番 号
年 月 日

市町村長 殿

市町村長



平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業「現場の創意工夫プロジェクト」実施評価報告書（写し）の送付について

標記について、下記のプロジェクト計画に係る実施評価報告書の写しを農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱第7の3の規定により送付します。

記

（ プロジェクト計画名 ） （ 実施主体名 ）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

市町村長



平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業「現場の創意工夫プロジェクト」実施評価報告書について

平成 年 月 日付け第 号で送付された下記のプロジェクト計画に係る実施評価報告書に対する意見書を、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱第7の4の規定により提出します。

記

(プロジェクト計画名) (実施主体名)

山形県知事 殿

市町村長



平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業「現場の創意工夫プロジェクト」実施評価報告書の提出について

下記のプロジェクト計画に係る標記実施評価報告書について、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱第7の5の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

(プロジェクト計画名) (実施主体名)

(注) 関係書類として、意見書並びに要綱第7の4により提出された様式第13号及び意見書を添付すること。

番 号
年 月 日

(実施主体の長) 殿

山形県知事



平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業「現場の創意工夫プロジェクト」計画の改善について

標記については、下記のプロジェクト計画の改善が必要と認められましたので、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱第7の8の規定により通知します。

記

(プロジェクト計画名)

(理由) (注) 改善が必要となる理由を記載すること。

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山形県知事



平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業「現場の創意工夫プロジェクト」計画の改善について

標記については、下記のプロジェクト計画の改善が必要と認められましたので、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱第7の8の規定により通知します。

記

(プロジェクト計画名) (実施主体名)

(理由) (注) 改善が必要となる理由を記載すること。